

大阪府立山田高等学校における校内清掃作業・施設維持管理業務について、
次のとおり公表します。

【契約締結後の公表】

大阪府立山田高等学校における校内清掃作業・施設等管理業務委託契約を締結するにあたり、
次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定に
より随意契約を行うので、大阪府財務規則第61条の3の規定により公表する。

令和2年4月1日

大阪府立山田高等学校 校長 佐々木 啓

1 業務内容 校内清掃作業・施設等維持管理業務委託

2 契約の相手方 吹田市千里山松が丘26番23号
公益社団法人 吹田市シルバーハウスセンター
理事長 加藤 刚義

3 契約の相手方とした理由 本件の申請は1者のみであり、事業者選定の基準に適合しております
当センターから提出された見積書により契約金額等を検討した結果
価格についても適正である。
よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に
より、「公益社団法人吹田市シルバーハウスセンター」と随意契約を
結ぶこととする。

4 契約日 令和2年4月1日

5 契約期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日

6 契約金額 金1,124,200円